

墨田区道における道路構造の技術的基準等に関する条例を公布する。

平成25年3月28日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第21号

墨田区道における道路構造の技術的基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第24条の3、第30条第3項及び第45条第3項の規定に基づき、区が管理する道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準等を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において「道路」とは、法第3条第4号に規定する市町村道のうち、区が法第18条第1項に規定する道路管理者であるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。）で使用する用語の例による。

(道路の区分)

第3条 道路の区分は、構造令第3条に定めるところによる。

(車線等)

第4条 車道（副道、停車帯その他墨田区規則（以下「規則」という。）で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 計画交通量が、次の表に掲げる道路の区分に応じ、同表に定める設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の値以下である場合における道路の車線（附加追越車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

道 路 の 区 分		設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第 4 種	第 1 級	12, 000
	第 2 級	10, 000
	第 3 級	9, 000

備考 交差点の多い道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値

を設計基準交通量とする。

- 3 前項の道路以外の道路（第4種第4級の道路を除く。）の車線の数は、4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）とし、次の表に掲げる道路の区分に応じ、同表に定める1車線当たりの設計基準交通量の値に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

道 路 の 区 分		1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第4種	第1級	12,000
	第2級	10,000
	第3級	10,000

備考 交差点の多い道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。

- 4 車線（屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、次の表に掲げる道路の区分に応じ、同表に定める値とする。ただし、第4種第1級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合は、同欄に定める値に0.25メートルを加えた値とすることができる。

道 路 の 区 分		車線の幅員 (単位 メートル)
第4種	第1級	普通道路
		3.25
	第2級及び第3級	小型道路
		2.75
	第2級及び第3級	普通道路
		3.00
	小型道路	2.75

- 5 第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第31条の規定により車道に狭窄部を設ける場合は、3メートルとすることができる。

（車線の分離等）

第5条 車線の数が4以上である道路（対向車線を設けない道路を除く。）の車線は、

安全かつ円滑な交通を確保するために必要がある場合は、往復の方向別に分離するものとする。

- 2 車線を往復の方向別に分離するために必要がある場合は、中央帯を設けるものとする。この場合において、当該中央帯の幅員は、第4種第4級の道路を除き、1メートル以上とする。
- 3 中央帯には側帯を設けるものとし、第4種第4級の道路を除き、その幅員は0.25メートルとする。
- 4 中央帯のうち、側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。
- 5 分離帯に路上施設を設ける場合における当該中央帯の幅員は、構造令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

（副道）

第6条 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である道路には、必要に応じ、副道を設けるものとし、その幅員は、4メートルを標準とする。

（路肩）

第7条 道路には、車道に接続する路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合は、この限りでない。

- 2 車道の各側に設ける路肩の幅員は、それぞれ0.5メートル以上とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける場合にあっては、道路の主要構造部を保護するため又は車道の効用を保つために支障がないときは、車道に接続する路肩を設けず、又は当該路肩の幅員を縮小することができる。
- 4 道路の主要構造部を保護するために必要がある場合は、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 5 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合における第2項の規定については、当該路上施設を設ける路肩に係る同項に規定する値に、当該路上施設を設けるのに必要な値を加えて適用するものとする。

（停車帯）

第8条 道路（第4種第4級の道路を除く。）には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするために必要がある場合は、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合、沿道の停車の需要等を勘案して、1.5メートルまで縮小することができる。

（自転車道）

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 前項の道路を除き、自転車の交通量又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路には、安全かつ円滑な交通を確保するために自転車の通行を分離する必要がある場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合における当該自転車道の幅員は、構造令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

5 前2項の自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車歩行者道）

第10条 自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける場合における前項の規定については、同項に規定する幅員の値に、次の

各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める値を標準として必要な値をそれぞれ加えて適用するものとする。ただし、第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 横断歩道橋等を設ける場合 3メートル
- (2) ベンチの上屋を設ける場合 2メートル
- (3) 並木を設ける場合 1.5メートル
- (4) ベンチを設ける場合 1メートル
- (5) 前各号に掲げる場合以外の場合 0.5メートル

4 前2項の自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第11条 道路（第4種第4級の道路及び自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 第4種第4級の道路（自転車道及び自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するために必要がある場合は、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1.5メートルまで縮小することができる。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける場合における前項の規定については、同項に規定する幅員の値に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める値を標準として必要な値をそれぞれ加えて適用するものとする。ただし、第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 横断歩道橋等を設ける場合 3メートル

(2) ベンチの上屋を設ける場合 2メートル

(3) 並木を設ける場合 1.5メートル

(4) ベンチを設ける場合 1メートル

(5) 前各号に掲げる場合以外の場合 0.5メートル

5 前2項の歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第12条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車の停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするために必要がある場合は、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹帯)

第13条 第4種第1級及び第2級の道路にあっては植樹帯を設けるものとし、第4種第3級及び第4級の道路にあっては必要に応じ植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のために講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、当該事情に応じ、同項に規定する値を超えて適切な値とする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第14条 道路（副道を除く。）の設計速度は、次の表に掲げる道路の区分に応じ、

同表の設計速度の欄の左欄に定める値とする。ただし、第4種第4級の道路を除き、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同表の設計速度の欄の右欄に定める値とすることができます。

道 路 の 区 分		設 計 速 度 (単位 1時間につきキロメートル)	
第 4 種	第 1 級	6 0	5 0 又は 4 0
	第 2 級	6 0、 5 0 又は 4 0	3 0
	第 3 級	5 0、 4 0 又は 3 0	2 0
	第 4 級	4 0、 3 0 又は 2 0	

- 2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。
(車道の屈曲部)

第15条 車道の屈曲部は、曲線形とする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑にするために車道の屈曲部に設ける一定の区間をいう。以下同じ。）又は第31条の規定により設ける屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第16条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、次の表に掲げる設計速度の区分に応じ、同表の曲線半径の欄の左欄に定める値以上とする。ただし、設計速度が時速30キロメートル及び時速20キロメートルのものを除き、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に定める値まで縮小することができる。

設 計 速 度 (単位 1時間につきキロメートル)	曲 線 半 径 (単位 メートル)	
6 0	1 5 0	1 2 0
5 0	1 0 0	8 0
4 0	6 0	5 0
3 0	3 0	

(曲線部の片勾配)

第17条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、最大6パーセント以下の片勾配を付するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(曲線部の車線等の拡幅)

第18条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあっては、車道）を拡幅するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(緩和区間)

第19条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅する場合は、緩和区間ににおいてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、次の各号に掲げる設計速度の区分に応じ、当該各号に定める値（前項のすりつけに必要な長さが当該値を超える場合は、当該すりつけに必要な長さ）以上とする。

- (1) 時速60キロメートル 50メートル
- (2) 時速50キロメートル 40メートル
- (3) 時速40キロメートル 35メートル
- (4) 時速30キロメートル 25メートル
- (5) 時速20キロメートル 20メートル

(視距等)

第20条 視距は、次の各号に掲げる設計速度の区分に応じ、当該各号に定める値以上とする。

- (1) 時速60キロメートル 75メートル
- (2) 時速50キロメートル 55メートル

- (3) 時速40キロメートル 40メートル
- (4) 時速30キロメートル 30メートル
- (5) 時速20キロメートル 20メートル

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）にあっては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しが確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

第21条 車道の縦断勾配は、次の表に掲げる道路の区分及び設計速度の区分に応じ、同表の縦断勾配の欄の左欄に定める値以下とする。ただし、普通道路において、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同表の縦断勾配の欄の右欄に定める値以下とすることができます。

道 路 の 区 分		設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦 断 勾 配 (単位 パーセント)	
第 4 種	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
	小型道路	60	8	/
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	

（縦断曲線）

第22条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、次の表に掲げる設計速度及び縦断曲線の曲線形の区分に応じ、同表に定める値以上とする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを

得ない場合は、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設 計 速 度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	

3 縦断曲線の長さは、次の各号に掲げる設計速度の区分に応じ、当該各号に定める値以上とする。

- (1) 時速60キロメートル 50メートル
- (2) 時速50キロメートル 40メートル
- (3) 時速40キロメートル 35メートル
- (4) 時速30キロメートル 25メートル
- (5) 時速20キロメートル 20メートル

(舗装)

第23条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、歩道、自転車道及び自転車歩行者道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 道路の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況等を勘案した構造とする。

3 車道及び側帯の舗装は、当該舗装の設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キ

ロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）で定める基準に適合する構造とする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

4 歩道又は自転車歩行者道の舗装は、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造（以下「透水機能を有する構造」という。）を標準とする。

（横断勾配）

第24条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、次の各号に掲げる路面の種類に応じ、当該各号に定める値を標準として横断勾配を付するものとする。

(1) 前条第3項に規定する基準に適合する構造を有する舗装道 1.5パーセント
以上2パーセント以下

(2) 前号に掲げる路面以外の路面 3パーセント以上5パーセント以下

2 歩道又は自転車歩行者道には、1パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。ただし、透水機能を有する構造の舗装としない場合又は道路の構造、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセントを標準とする。

3 自転車道には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

4 透水機能を有する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合は、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第25条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる設計速度の区分に応じ、当該各号に定める値以下とする。ただし、設計速度が時速30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、12.5パーセント以下とすることができる。

(1) 時速60キロメートル 10.5パーセント
(2) 時速50キロメートル 11.5パーセント

- (3) 時速40キロメートル 11.5パーセント
 - (4) 時速30キロメートル 11.5パーセント
 - (5) 時速20キロメートル 11.5パーセント
- (排水施設)

第26条 道路には、排水のために必要がある場合は、側溝、街渠^{きよ}、集水ますその他
の排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第27条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上
上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合は、必要に応じ、屈折車線、変速車
線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構
造とする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合は、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線
を除く。）の幅員は、次の各号に掲げる道路の区分に応じ、当該各号に定める値ま
で縮小することができる。

- (1) 第4種第1級の普通道路 3メートル
- (2) 第4種第2級又は第3級の普通道路 2.75メートル
- (3) 第4種の小型道路 2.5メートル

4 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適
切にすりつけをするものとする。

5 前項の場合における屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メー
トル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とする。

(立体交差)

第28条 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相
互に交差する場合は、当該交差の方式は、立体交差とする。ただし、交通の状況に
より立体交差とすることが適当でない場合又は地形の状況その他の特別の理由によ
りやむを得ない場合は、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交

差する場合及び普通道路と小型道路とが交差する場合における当該交差の方式は、立体交差とする。

- 3 前2項の規定により道路の交差の方式を立体交差とする場合は、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。
- 4 連結路については、第4条から第7条まで、第14条、第16条、第17条、第19条から第22条まで及び第25条並びに構造令第12条の規定は、適用しない。
(鉄道との平面交差)

第29条 道路が鉄道と同一平面で交差する場合は、当該道路は次に定める構造とする。

- (1) 交差角は、45度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- (3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交差点からの長さをいう。）は、次の各号に掲げる踏切道における鉄道の車両の最高速度の区分に応じ、当該各号に定める値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。
 - (1) 時速50キロメートル未満 110メートル
 - (2) 時速50キロメートル以上70キロメートル未満 160メートル
 - (3) 時速70キロメートル以上80キロメートル未満 200メートル
 - (4) 時速80キロメートル以上90キロメートル未満 230メートル
 - (5) 時速90キロメートル以上100キロメートル未満 260メートル
 - (6) 時速100キロメートル以上110キロメートル未満 300メートル
 - (7) 時速110キロメートル以上 350メートル

(交通安全施設)

第30条 道路には、交通事故の防止を図るために必要がある場合は、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部、^{さく}狭窄部等)

第31条 第4種第4級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合は、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所に設ける交通島)

第32条 歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第33条 道路には、安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合は、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車の停車所又は非常駐車帯を設けるものとする。

(防護施設)

第34条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第35条 トンネルにおいて安全かつ円滑な交通を確保するために必要がある場合は、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じた換気施設を設けるとともに、当該道路の設計速度等を勘案した照明施設を設けるものとする。

2 トンネルにおいて車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合は、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第36条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とする。

(附帯工事等の特例)

第37条 道路に関する工事により必要が生じた他の道路に関する工事又は道路に関する工事以外の工事により必要が生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定（第7条、第14条、第15条、第24条、第26条、第30条及び第34条を除く。）並びに構造令第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定による基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第38条 道路の交通に著しく支障がある小区間について、応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第2項後段及び第3項、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第22条まで、第23条第2項及び第4項並びに第25条の規定による基準に適合していないため、これらの基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について、応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等に応じ、第4条、第5条第2項後段及び第3項、第6条、第7条第2項（車道の左側に係る規定に限る。）、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第23条第2項及び第4項、次条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定による基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第39条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分と

して、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合における当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、構造令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第4条から第37条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあっては、第12条を除く。）並びに構造令第3条、第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第40条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合における当該歩行者専用道路の幅員は、構造令第40条第3項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第4条から第11条まで、第13条から第37条まで及び第38条第1項並びに構造令第3条、第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

（道路標識の寸法）

第41条 法第45条第3項に規定する道路に設ける道路標識の寸法は、交通の安全と円滑を図ることを考慮して、規則で定める寸法とする。

（有料の自転車駐車場の利用に関する標識）

第42条 法第24条の3に規定する道路の附属物である自転車駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 駐車料金の額

- (2) 駐車することができる時間
- (3) 駐車料金の徴収方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自転車駐車場の利用に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、自転車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築に係る工事中の道路については、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該適合しない部分に係る当該規定は適用しない。